

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

1 件名

高区配水施設直流電源設備整備修繕（その1）

2 業者名

株式会社 北海道ジーエス・ユアササービス

3 特定理由

本修繕は、株式会社GSユアサが製造した直流電源設備の整備である。

直流電源設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

1 件名

高区配水施設直流電源設備整備修繕（その2）

2 業者名

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社 北海道社

3 特定理由

本修繕は、パナソニック株式会社が製造した直流電源設備の整備である。

直流電源設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 オカバルシポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 日星電機

3. 特定理由

本修繕は、(株)日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備および性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 白川浄水場無停電電源設備整備修繕
- 2 業 者 名 三菱電機プラントエンジニアリング (株)
東日本本部 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は、商用電源の停電時に、浄水処理制御用計算機及び計装設備に電源を供給するための重要なバックアップ設備である。
本修繕は、対象機器の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する機器独自の情報と、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である三菱電機 (株) から同機器の保守サービスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため